

福井大学医学部附属教育支援センター医学部教育 ICT 推進部門要項

令和6年4月1日

医学部長裁定

(趣旨)

第1条 この要項は、福井大学医学部附属教育支援センター規程（平成25年福大医規程第2号）第11条の規定に基づき、医学部附属教育支援センター（以下「センター」という。）に置く医学部教育 ICT 推進部門（以下「ICT 推進部門」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(目的)

第2条 ICT 推進部門は、福井大学医学部及び大学院医学系研究科（以下「医学部」という。）の教育目標を達成するために、本学医学部の教育に関する ICT（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の研究、開発及び運用を管理し推進することを目的とする。

(業務)

第3条 ICT 推進部門は、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 医学部教育に関する教育 ICT の研究、開発に関すること
- (2) 医学部教育に関する教育 ICT の運用に関すること
- (3) その他 ICT 推進部門の目的を達成するために必要な業務

(組織)

第4条 ICT 推進部門に、次の各号に掲げる職員を置く。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) 兼任の教員及び事務職員等
- (4) その他必要な職員

2 部門長は、ICT 推進部門の業務を管理し、医学部附属教育支援センター長（以下、「センター長」という。）が指名する副センター長をもって充てる。

3 副部門長は、部門長の職務を補佐し、センター長が指名するセンター専任教員又は兼任教員をもって充てる。

(任期)

第5条 前条第1項に定める職員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前項の職員に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会)

第6条 ICT 推進部門の円滑な運営及び基本方針に関する事項を審議するため、医学部教育 ICT 推進部門運営委員会（以下「委員会」）を置く。

(所掌事項)

第7条 委員会は、次の各号に掲げる事項について協議する。

- (1) 医学・看護学教育全般の ICT の研究，開発に関すること
- (2) 医学・看護学教育全般の ICT の運用に関すること
- (3) その他 ICT 推進部門の目的を達成するために必要なこと

(委員)

第8条 委員会は、次の各号に掲げる委員を持って組織する。

- (1) 部門長
- (2) 副部門長
- (3) センター専任の教員
- (4) センター兼任の教員のうち、医学科カリキュラム委員長の任にある者
- (5) センター兼任の教員のうち、看護学科カリキュラム委員長の任にある者
- (6) 医学部附属病院医療情報部長
- (7) 情報企画課長
- (8) 松岡キャンパス運営管理課長
- (9) 松岡キャンパス学務課長
- (10) その他、部門長が必要と認める者

2 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

(議事)

第9条 委員長は、委員会を召集し、その議長となる。

2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

3 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(事務)

第10条 ICT 推進部門に関する事務は、松岡キャンパス学務課において処理する。

(雑則)

第11条 この要項に定めるもののほか、ICT 推進部門に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要項は、令和6年4月1日から施行する。

2 この要項の施行後、最初に任命される第4条第1項に掲げる職員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

3 福井大学医学部臨床教育支援システム運営委員会要項（平成 30 年 7 月 27 日医学部長裁定）は廃止する。